2. 「委員会規則」の一部改正新旧対照表

改 正 案 現 行

第1条・第2条 (略)

(諮問事項)

第3条 自主規制委員会、業務委員会及び 規律委員会は、次に掲げる事項のうち重 要なものについて、会長の諮問に応じ又 は会長に意見を述べることができる。

- (1) 自主規制委員会
 - ① 金融先物取引業(定款第2条の2 第5号に規定する金融先物取引業 をいう。 以下同じ。)に係る自主規 制ルールに関する事項
 - ② 金融先物取引業の業務に対する 投資者からの苦情の処理に関する 事項
- (2) 業務委員会
 - ① 金融先物取引業に関する調査、研究等の事項
 - ② 金融先物取引業に関する広報宣 伝、役職員の研修等の事項
 - ③ その他本協会の運営に関し自主 規制委員会及び規律委員会の担当 に属さない事項
- (3) 規律委員会
 - ① 定款第19条に基づく会員の処分 に関する事項
 - ② 外務員の処分に関する事項
 - ③ 内部管理責任者の処分に関する 事項

(諮問事項)

第1条・第2条

第3条 自主規制委員会、業務委員会及び 規律委員会は、次に掲げる事項のうち重 要なものについて、会長の諮問に応じ又 は会長に意見を述べることができる。

(略)

- (1) 自主規制委員会
 - ① 金融先物取引業(定款第2条の2 第5号に規定する金融先物取引業 をいう。 以下同じ。)に係る自主規 制ルールに関する事項
 - ② 金融先物取引業の業務に対する 投資者からの苦情の処理に関する 事項
- (2) 業務委員会
 - ① 金融先物取引業に関する調査、研究等の事項
 - ② 金融先物取引業に関する広報宣 伝、役職員の研修等の事項
 - ③ その他本協会の運営に関し自主 規制委員会及び規律委員会の担当 に属さない事項
- (3) 規律委員会
 - ① 定款第19条に基づく会員の処分 に関する事項
 - ② 外務員の処分に関する事項 (新 設)

以下略

以下略